

# 分限処分の指針

公務の適正かつ能率的な運営  
を図るために

寝屋川市 総務部 人事室



## 趣旨

地方公務員法（以下「法」という。）に定める分限処分は、全体の奉仕者として公正に職務を遂行できる環境を確保するための身分保障を前提に、職員に必要な適格性の欠如等が認められる職員が存在して公務能率の維持・確保ができなくなるおそれのある場合に、公務の適正かつ能率的な運営を図るために当該職員を免職、降任等させるものである。

この指針は、分限事由（法第 28 条第 2 項の休職を除く。以下同じ）に該当するか又は可能性のある職員に対して、

- (1) 公務能率を阻害させている職員にその改善を求めること。
- (2) 改善が見込めない場合は厳正に分限処分を行うこと。
- (3) 恣意的な処分とならないよう、適切かつ合理的な判断を行うこと。

のための対応措置を定めることを目的とする。

## 1 分限事由と処分内容

職員が、所定の手続を経てもなお、次の分限事由に該当すると判断された場合は、それぞれに定める処分を行う。

### (1) 勤務実績不良（法第 28 条第 1 項第 1 号関係。以下同じ） 免職又は降任

職員が担当すべきものとして割り当てられた職務内容を遂行してその職責を果たすべきであるにもかかわらず、その実績があがらない場合をいい、当該職員の出勤状況や勤務状況が不良な場合もこれに当たる。

### (2) 適格性欠如（法第 28 条第 1 項第 3 号関係。以下同じ） 免職又は降任

職員の簡単に矯正することのできない持続性を有する素質、能力、性格等に基因してその職務の遂行に支障があり、又は支障を生ずる高度の蓋然性が認められる場合

### (3) 心身の故障（法第 28 条第 1 項第 2 号関係。以下同じ） 免職又は降任

将来回復の可能性のない、ないしは、分限休職期間中には回復の見込みが乏しい長期の療養を要する疾病のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

### (4) 受診命令違反（法第 28 条第 1 項第 3 号関係。以下同じ） 免職

「病気休職期間の終了」、「心身の故障と思われる理由による勤務実績不良若しくは適格性欠如の疑い」について、医師への受診命令に従わない場合

### (5) 行方不明（法第 28 条第 1 項第 3 号関係。以下同じ） 免職

1 月以上にわたる行方不明の場合

## 2 分限事由に該当する可能性がある場合の対応

### (1) 勤務実績不良又は適格性欠如

勤務実績不良又は適格性欠如の可能性のある職員に、次のことを行った上で、なお、改善されないときは、法に定める「勤務実績不良」又は「適格性欠如」に該当するものとして、**免職又は降任**を行う。

① 職員への事情聴取、注意、指導を行うほか、必要に応じて担当職務の見直し、研修等を行う。

② ①によっても勤務実績不良の状態又は適格性に疑いを抱かせる状態が継続する場合には、分限処分が行われる可能性がある旨警告する文書（警告書）を交付する。

### (2) 心身の故障

次の場合には、医師 2 名に受診をさせて、法に定める「心身の故障」に該当するかどうかを判断する。該当すれば**免職又は降任**とする。

- ① 3 年間の病気休職期間が満了するにもかかわらず心身の故障の回復が不十分で職務遂行が困難であると考えられる場合
- ② 病気休職中であって、今後、職務遂行が可能となる見込みがないと判断される場合
- ③ 病気休暇や病気休職等を繰り返して、病気休職が一定期間を超え、そのような状態が今後も継続して、職務の遂行に支障があると見込まれる場合

### (3) 受診命令違反

次の場合に、医師の受診を命じたにもかかわらずこれに従わない場合には、医師 2 名の受診を命ずる受診命令書を交付し、なお、これに従わないときは、法に定める「適格性欠如」により**免職**とする。

- ① 前項の「心身の故障」に該当する可能性がある職員
- ② 心身の故障と思われる理由で勤務実績不良若しくは官職への適格性に疑いを抱かせるような問題行動を起こしている職員

### (4) 行方不明

原則として 1 月以上にわたる行方不明は、法に定める「適格性欠如」により**免職**とする。

## 3 指針の施行に必要な事項

この指針の施行に必要な事項（分限事由の判断基準、審査機関、手続、手順、様式等）は別に定める。

### 附則

（施行期日）

- 1 この指針は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この指針の施行期日に病気休職となっている者の病気休職期間は、施行期日前の期間を通算する。

### 附則

この指針は、平成 28 年 9 月 15 日から施行する。